

資料提供

平成27年（2015年）10月15日
広島県・広島市・広島高速道路公社・広島県土地開発公社

問い合わせ先

広島県 土木建築局
道路企画課長 蒲原 Tel 082-513-3893
広島市 道路交通局 道路計画課
高速道路整備担当課長 石井 Tel 082-504-2366
広島高速道路公社
建設課長 京久野 Tel 082-508-6855
広島県土地開発公社
事務局長 上村 Tel 082-504-7475

広島高速5号線に係る記者会見資料

広島高速5号線事業における地域住民の皆様の「安心の構築」のための取組について
～広島県土地開発公社の事業協力について～

資料1

資料2

広島高速5号線事業における地域住民の皆様の「安心の構築」のための取組について ～広島県土地開発公社の事業協力について～

1 要旨

- (1) 平成 24 年 12 月の事業再開の判断以降、地域の住民生活の安全性確保について地元協議を進めてきたが、住民からは沈下に対する根強い不安から一定の沈下量等に達した場合は土地及び建物を買収するよう求められている。
- (2) 通常、工事に起因して建物に不具合が発生した場合は、機能回復する費用を事業損失として補償するが、土地及び建物を買収することはない。
- (3) 仮に沈下量が住民が買取を求める値の 2.7 mm に達したとしても、地表の建物に被害が出ることはなく、住民生活の安全・安心を脅かすようなことはないと考えている。
- (4) しかしながら、トンネル工事による地表面沈下を不安視する住民の要望に可能な限り応え、着実に事業を推進していくため、広島県及び広島市は、新たに『基準値』を設け、万が一トンネル工事により生じた変状が『基準値』に達したと確認された場合、通常の実業損失補償に代えて、希望される方の土地の買取等を行う仕組みを構築した。
- (5) 地表面沈下が発生した住宅地を良好な住環境に再整備することは広島県土地開発公社の設置目的に沿っていることから、広島県土地開発公社では、土地の買取等し分譲する住宅用地造成事業を実施することとしたものである。

2 買取の考え方について

- (1) シールドトンネル工事区間内の家屋事前調査を実施した宅地において、トンネル工事に起因して現状からの変化量がどちらか一方の『基準値』に達したことが確認された場合、土地の買取りを希望される方を対象に土地の買取等を行うこととする。
なお、『基準値』については、以下のとおりである。

指標	基準値 (現状からの変化量)	備考
傾斜角	3/1,000 ラジアン (約 0.17 度)	(社)日本建築学会の示す不同沈下の設計目標値 ^{※1} (トンネル安全検討委員会で用いた安全性の評価基準)
沈下量	25mm	(社)日本建築学会の示す布基礎の許容沈下量の標準値 ^{※2}

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準として、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い値

※2 不同沈下による亀裂がほとんど発生しない限度値

- (2) 広島高速道路公社は、沈下を抑制するよう最善の注意を払いながら、最大限努力を続けることで事業者としての責任を果たしていくこととしており、また、沈下を大きく見積もる方向で地盤定数等を設定し、地表面沈下の解析を行っていることから、トンネル安全検討委員会の報告書で示された傾斜角の最大予測値 0.3/1,000 ラジアンや沈下の最大予測値 2.7mm に達する可能性は低く、『基準値』に達する可能性も極めて低いと考えている。

3 今後の進め方

引き続き、広島県、広島市及び広島高速道路公社が連携し、この取組を含め丁寧な説明を続け、住民の理解・協力が得られるよう努めながら、広島高速 5 号線の着実な事業推進に取り組んでいく。

広島高速5号線事業における地域住民の皆様の「安心の構築」のための取組について
～広島県土地開発公社の事業協力について～

1 要旨

これまで、広島県、広島市及び広島高速道路公社では、トンネル工事に対する地域住民の皆様の不安解消を図るため、住民の皆様への丁寧な説明・協議を重ね、その中でお聴きしたご意見を踏まえ、沈下等の予測値を踏まえた工事中の管理値の設定、住民意見表明の場の設置などの施策を提案してきました。

こうした取組に加え、今回、広島県及び広島市では、トンネル工事による地表面沈下を不安視する住民の皆様のご要望に可能な限りお応えするため、新たに『基準値』を設け、万が一トンネル工事により生じた変状が『基準値』に達したと確認された場合、通常の事業損失補償に代えて、希望される方の土地の買収及び建物等の補償を行う仕組を構築しました。

高速道路事業では、事業用地以外の土地の買収等ができないため、広島高速5号線事業とは別の事業として、広島県土地開発公社が行う住宅用地造成事業により土地の買収等を行うこととしたものです。

補償等の仕組

トンネル工事により生じた変状	「基準値」未満の変状	「基準値」以上の変状
補償等の内容		
通常の事業損失補償の適用 (広島高速道路公社が施行)	○	○
新たな仕組による 土地買収及び建物等補償の適用 (広島県土地開発公社が施行)	—	○

どちらかを選択

2 『基準値』について

指標	基準値 〈現状からの変化量〉	備考
傾斜角	3/1,000 ラジアン (約 0.17 度)	(社)日本建築学会の示す不同沈下の設計目標値※1 (トンネル安全検討委員会で用いた安全性の評価基準)
沈下量	25mm	(社)日本建築学会の示す布基礎の許容沈下量の標準値※2

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準として、構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が低い値
※2 不同沈下による亀裂がほとんど発生しない限度値

どちらか一方の『基準値』に達したことが確認された場合は、希望される方について、土地の買収及び建物等の補償を行います。

3 買収等の対象について

(1) 今回の仕組の適用は、シールドトンネル工事区間(図1の赤色の区間)で、広島高速道路公社が実施する建物調査(図2, 3の赤色で囲まれた範囲)の範囲とします。

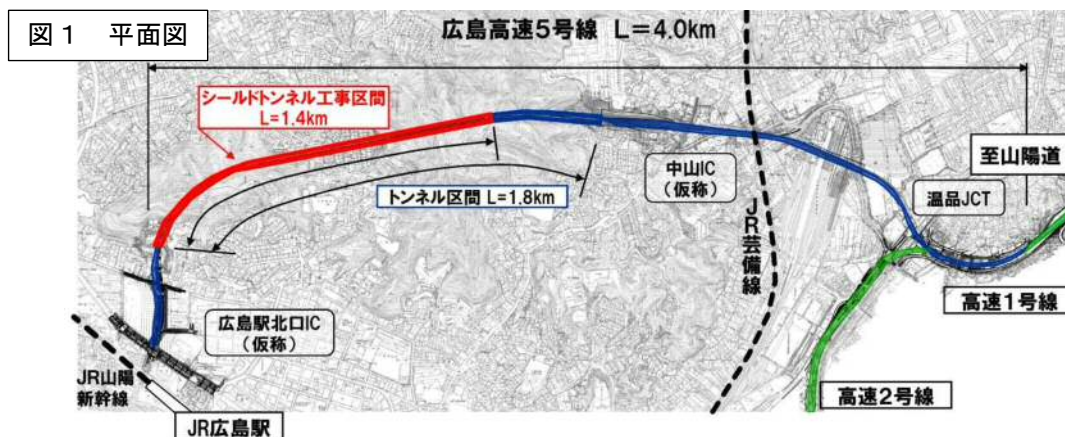
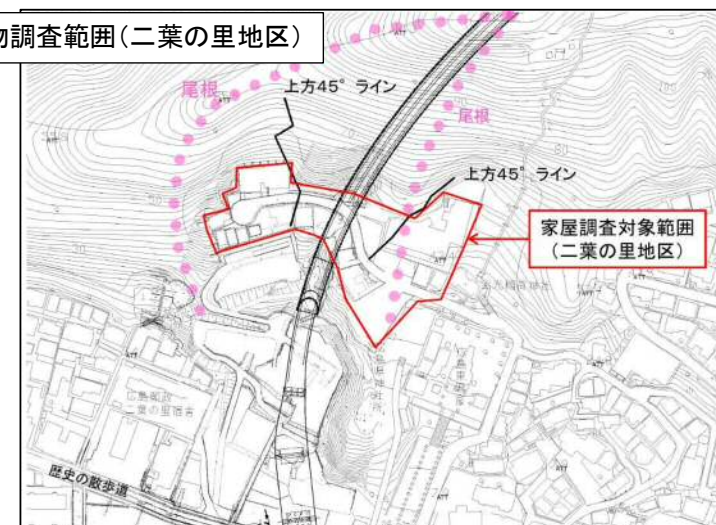


図2 建物調査範囲(牛田地区)



図3 建物調査範囲(二葉の里地区)



資料2
(住民説明資料)

(2) 建物調査の範囲において、次に当てはまる場合に買収等の対象となります。

- ①所有者がトンネル工事前に実施する建物事前調査及びトンネル工事後に実施する建物事後調査※1にご協力いただけること
- ②建物事前調査と建物事後調査の結果を基に、トンネル工事により生じた変状が『基準値』に達したことが確認されること※2 ※3
- ③所有者が買収等を希望されること※4

※1 トンネル工事完了後の地盤変動が収束したと見なされた時点で広島高速道路公社が収束宣言を行った後、速やかに事前調査を行った家屋に対して公社から事後調査実施の打診を行い、了解を得られた家屋について事後調査を実施します。
※2 建物調査において、建物の4隅(基礎天端等)の計測で得られる変化量を確認します。(計測地点は4点以下とします。)
※3 建物事後調査後に発生した変状に対しては、今回の仕組は適用しません。
※4 マンション等の集合住宅については、1室単位では買収等を行うことはできません。

4 今後の予定

引き続き、広島県、広島市、広島高速道路公社が連携し、住民の皆様のご理解と御協力がいただけるよう、この取組を含め丁寧な説明に努めてまいります。